

薬品・医療材料単価契約仕様書

1 件名

名寄市立総合病院 臨床検査科で使用する薬品・医療材料の単価契約
(708 品目、同一商品の規格違いを含む。)

2 納入場所

名寄市西 7 条南 8 丁目 1 番地

名寄市立総合病院内 臨床検査科

3 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 見積り合わせの方法

- (1) 本件見積り合わせに参加を希望する事業者(以下、「参加者」という。)は、「薬品・医療材料単価契約一覧表兼見積書」(Excel データ)を当院ホームページからダウンロードする。
- (2) 参加者は、納入を希望する品目の「見積金額」欄に納入金額を入力して、見積提出期限までに電子データにより提出する。取扱いがない品目など、辞退する品目は「見積金額」欄を空欄で提出すること。
- (3) 落札者の決定方法は、複数単価契約の最低価格落札方式とする。品目ごとに最も低い金額を提示した参加者と契約する。落札者となるべき同額の見積を行った者が2者以上あるときは、くじにより決定する。
- (4) 「薬品・医療材料単価契約一覧表兼見積書」(Excel データ)の O 列にくじ番号を入力すること。入力の方法は、O 列にあらかじめ乱数が表示される数式を入れてあるのでそれを利用するか、数式を上書きして任意の3桁の数字を入力すること。
- (5) 見積書の提出
 - ①提出期限 令和 7 年 11 月 26 日(水)午後 3 時 00 分
 - ②提出物
「薬品・医療材料単価契約一覧表兼見積書」の電子データ(Excel 形式)
 - ③提出先 名寄市立総合病院 事務部総務課経理係
 - ④提出方法 電子メールによること。
(メールアドレス: keiri@nayoroch.jp)
- (6) 落札者への通知
落札者への通知は、令和 7 年 12 月 1 日(月)までに落札した品目データ及び

契約書の送付により行うものとする。

5 契約金額

決定された金額を契約金額とし、請求時に消費税及び地方消費税を加算する。

契約締結以降、償還価格の変動等により納入価格が変更となった物品については、発注者と決定者で協議の上、契約単価の見直しを行うとともに、遡及して精算することができるものとする。

6 契約金額の遡及適用

本件の契約は原則として令和7年12月1日（月）までに締結し、契約金額は令和7年4月1日発注分まで遡って適用する。令和7年4月1日から令和7年度の納入業者及び納入金額が確定するまでの期間は、令和6年度の納入業者から暫定価格で購入する事とする。

令和7年度の納入業者及び納入金額が確定した後の取り扱いについては以下の通りとする。

（1）令和6年度から納入業者が変更にならない場合

暫定価格と確定した納入金額（新単価）の差額は6月以降の請求で調整する。新単価の遡及適用の対象となる納品数量は、当院及び納入業者のデータを照合し、両者が合意した数量で確定するものとする。

（2）令和6年度から納入業者が変更になる場合

契約締結日以降の発注分について、新単価を適用する。

7 代替品の提案受付、価格交渉等

（1）基準価格に達しなかった品目を中心に、契約者又はその他の者から代替品の提案を受け付けるものとする。本件見積り合わせの対象品目の契約金額及び基準価格は、本件見積り合わせ終了後に当院ホームページに公開する。

（2）契約者又はその他の者から代替品の提案があったときは、診療材料選定委員会において協議、決定した後、契約期間中であっても代替品に変更することがある。

（3）基準価格に達しなかった品目を中心に、契約後に価格交渉を行う。また、特定医療保険材料については償還価格改定の都度、価格交渉を行う。

7 発注及び納品、支払の方法

（1）発注は、当院からFAX又は電話連絡により行う。

（2）納品は、発注から原則として1週間以内に行うこと。

（3）その他の詳細については、品目ごとに協議し決定する。

（４）毎月末日締め請求書を翌月１５日までに臨床検査科に提出すること。発注者は適法な請求書を受理した日から３０日以内（翌月末）までに口座振込の方法により対価を支払うものとする。

８ 本件見積り合わせの対象

別紙「薬品・医療材料単価契約一覧表兼見積書」のとおりとする。

一部、JANコード不明の品目がある。

データの不備等により商品が特定できない等があれば名寄市病院事業告示第２号「９ 担当部署」に問合せすること。